平成２７年（フ）第５５１６号
東京都世田谷区北沢５丁目21－８－203
破産者　菊池　　英（旧姓下村）
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５１７号
東京都足立区東和５丁目15－７－302
破産者　齋藤　寿一
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５１８号
埼玉県川口市西川口２丁目11－５－204
破産者　松川　誠道
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５４９号
東京都目黒区下目黒２丁目６－10－302、開始決定時の住所東京都目黒区目黒３丁目１－25－401
破産者　高橋ひとみ
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５６０号
東京都足立区加賀２丁目31－３－403
破産者　樽谷　義明
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５８１号
東京都武蔵野市桜堤１丁目６－30　センチュリー武蔵野第２　103
破産者　石川　　宏
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６１８号
東京都墨田区東向島５丁目28－11
破産者　寺門　　鋭
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６１９号
東京都墨田区東向島５丁目28－11
破産者　寺門　晃壽
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６４１号
東京都杉並区上井草３丁目５－15－102
破産者　天坂　　陸
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６６３号
東京都世田谷区赤堤３丁目３－16－102
破産者　白澤　長道
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７０８号
東京都練馬区土支田４丁目39－３
破産者　渡邉　健二
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７０９号
東京都練馬区中村１丁目２－２－203
破産者　丸野　靖明
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７３２号
東京都荒川区荒川８丁目24－１－901
破産者　高野　文啓
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７８２号
東京都羽村市小作台３丁目13－９－203
破産者　田島　博之
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７８３号
東京都足立区弘道２丁目17－３－203
破産者　鹿目　友子
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７８７号
東京都世田谷区南烏山６丁目27－７－213、開始決定時の住所東京都板橋区富士見町33－11　ふじみ222
破産者　中村　有見
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７９５号
東京都板橋区前野町２丁目４－19－208
破産者　細井　英之
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８０４号
東京都大田区山王１丁目35－３
破産者　水梨　美治
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８４９号
東京都多摩市諏訪４丁目２－４－306
破産者　芳賀　士朗
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８７５号
東京都練馬区南田中４丁目３－10
破産者　工藤　豊弘
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８７６号
東京都練馬区南田中４丁目３－10
破産者　工藤　勝子
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８７９号
埼玉県桶川市坂田東３丁目９－１　ヴィラ香林苑　西301号
破産者　増田　由佳（旧姓川田・宮崎）
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５８９３号
東京都渋谷区松濤１丁目７－８－102
破産者　安藤　香織
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部